

(理・美関係)

# 診 断 書

診断を受けた人

住所

氏名

年 月 日生 (満 歳)

上記の者について、次のとおり診断します。

診断項目	所 見
1 結 核	
2 皮 膚 疾 患	
特記事項	

診断年月日 年 月 日

診断した医師

住所

氏名

印

(診断書の作成にあたっての注意事項)

- 1 この診断書は、理容師又は美容師の方の就業の可否について判断するために、提出を求めているものです。

根拠法令：理容師法施行規則第19条第1項第6号（理容所開設届添付書類）

同規則第20条（理容師の新たな使用に係る変更届添付書類）

美容師法施行規則第19条第1項第6号（美容所開設届添付書類）

同規則第20条（美容師の新たな使用に係る変更届添付書類）

- 2 診断については、問診、聴診、触診等によることで足りるものです。
- 3 結核については、X線撮影による所見を加えていただいても差し支えありません。
- 4 皮膚疾患については、「理容所及び美容所における衛生管理要領」（昭和56年環指第95号厚生省環境衛生局長通知）第三（管理）の2（従業者の管理）の（1）イに示す感染性の皮膚疾患（伝染性膿痂疹（トビヒ）、単純性疱疹、頭部白癬（シラクモ）、疥癬等）で足りますが、アトピー性皮膚炎、接触性皮膚炎等についても、所見があれば記載してください。
- 5 特記事項欄には、結核、皮膚疾患以外で特記すべき感染症の所見があった場合に、その所見について簡易な記載をしてください。